

茨 城 労 働 局
栃 木 労 働 局
群 馬 労 働 局
埼 玉 労 働 局
発 表
平成27年12月25日(金)

担
当

茨城労働局労働基準部監督課
課 長 佐 川 正 孝
電 話 029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課
課 長 西 本 直 哉
電 話 028-634-9115
群馬労働局労働基準部監督課
課 長 遠 藤 光
電 話 027-896-4735
埼玉労働局労働基準部監督課
課 長 子 安 成 人
電 話 048-600-6204

北関東4労働局が合同で実施した年末建設一斉監督の結果について ～516現場のうち約半数で労働安全衛生等に係る法違反～

平成27年年末・年始労働災害防止強化運動（平成27年12月1日～平成28年1月31日）の一環として、北関東の4労働局（茨城・栃木・群馬・埼玉）では、平成27年12月1日（火）から12月14日（月）までの間、建設工事に対する一斉監督を実施しました。

年末・年始の時期は繁忙期となり、年度末に向けた工事量も増加し、長期休暇を控えて現場内での作業が輻輳すること等から、労働災害が特に発生しやすい時期であるため、重篤な労働災害の防止に向けて監督指導を実施したものです。

【監督指導実施結果の概要】

○監督指導実施工事現場数

北関東4労働局管内の労働基準監督署が監督指導を実施した工事現場数は516箇所。

（下請業者を含めた全事業者数は2,262件）

このうち、茨城労働局では、118箇所の工事現場（下請業者を含めた全事業者数は587件）に監督を実施した。

○法令違反の状況（別紙「北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果」を参照。）

〈北関東4局〉

516箇所の工事現場のうち、労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場数は259箇所（50.2%）、下請業者を含めた違反事業者数は595件（26.3%）。

この工事現場のうち、高所作業において墜落防止措置（手すりを設置する等）が講じられ

ていないなど、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、設備の使用停止命令等の行政処分を行った件数は86件（工事現場数41箇所）

〈茨城労働局〉

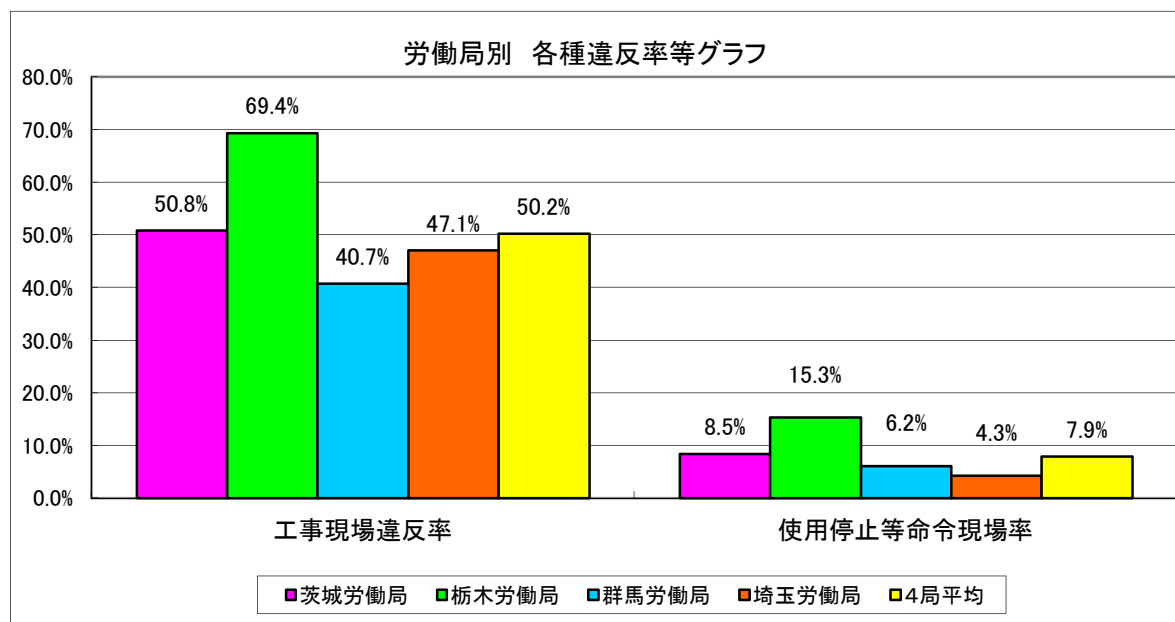
118箇所の工事現場のうち、何らかの労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場数は60箇所（50.8%）、下請業者を含めた違反業者数は126件（21.5%）。

設備の使用停止命令等の行政処分を行った件数は、18件（工事現場数では10箇所）。

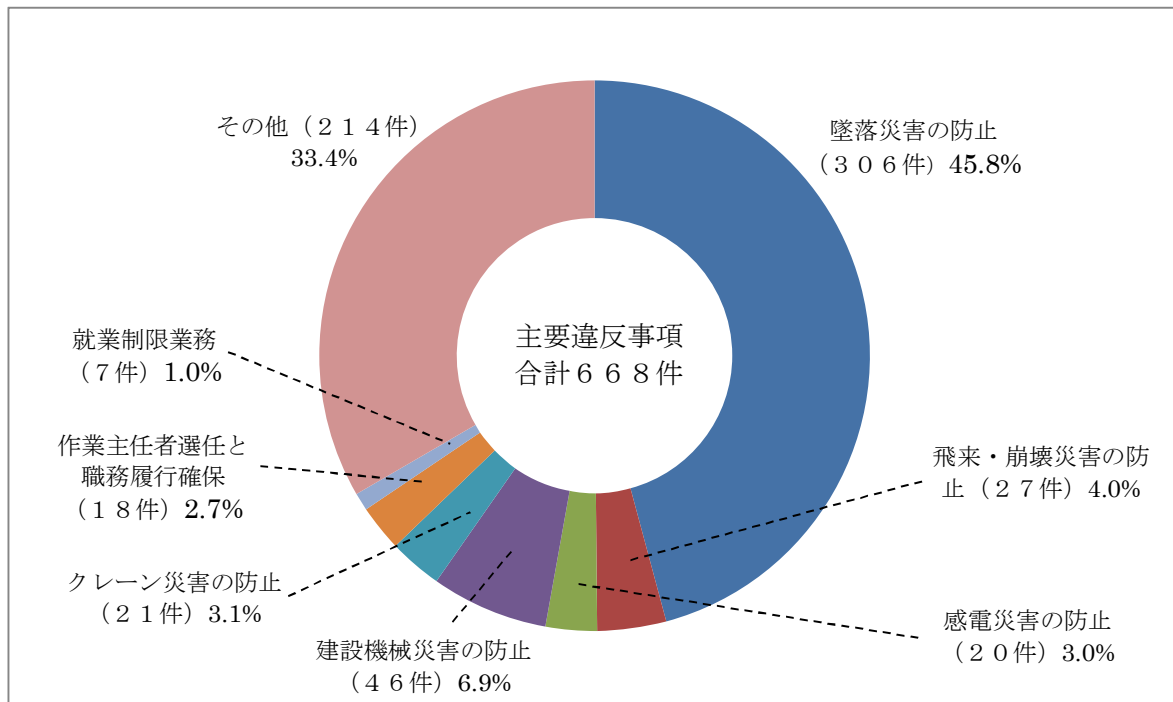
北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果

1 北関東4労働局における一斉建設現場監督指導実施結果については次のとおりです。

	茨城労働局	栃木労働局	群馬労働局	埼玉労働局	4局合計
監督実施工事現場数	118	98	162	138	516
うち違反工事現場数	60(50.8%)	68(69.4%)	66(40.7%)	65(47.1%)	259(50.2%)
うち使用停止等処分現場数	10(8.5%)	15(15.3%)	10(6.2%)	6(4.3%)	41(7.9%)
監督実施事業場数	587	583	255	837	2262
元請事業場数	120	98	162	140	520
うち違反事業場数	56(46.7%)	68(69.4%)	58(35.8%)	57(40.7%)	239(46.0%)
下請事業場数	467	485	93	697	1742
うち違反事業場数	70(15.0%)	129(26.6%)	84(90.3%)	73(10.5%)	356(20.4%)
使用停止等命令書交付事業場数	18(3.1%)	39(6.7%)	16(6.3%)	13(1.6%)	86(3.8%)



2 主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が306件(45.8%)と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反46件(6.9%)、飛来・崩壊災害の防止に関する違反27件(4.0%)、クレーン災害の防止21件(3.1%)の順で多くなっています。



3 今後の方針

北関東の4労働局では、今回の一斉監督指導の結果を踏まえ、今後も建設現場に対する重点的な監督指導を実施するなど引き続き建設工事における労働災害の防止に向けた対策に取り組むこととしています。

(参考) 主な法令違反の態様

区分	事項	主な法令違反の態様
墜落災害の防止	墜落等による危険の防止 (安衛則 519 条・653 条)	・高さが2メートル以上の足場や開口部について、墜落防止用の手すり等を取り付けていなかった。
クレーン災害の防止	就業制限に係る業務 (安衛令 20 条)	・重さ1トン以上の荷をクレーンに吊る玉掛け作業について、無資格の労働者が作業をしていた。
その他	安全装置等の有効保持 (安衛則 28 条)	・電動丸ノコの歯の接触予防装置が機能しない状態で使用していた。
その他	計画の届出等 (安衛則 85 条)	・張り出し足場を設置していたにもかかわらず、計画の届出がされていなかった。
その他	通路 (安衛則 540 条)	・作業場に通ずる場所に安全かつ十分な通路が確保されていなかった。
その他	作業場の床面 (安衛則 544 条)	・作業場の床面につまずきの要因となる段差があった。
その他	架設通路 (安衛則 552 条・654 条)	・架設通路の墜落防止措置を講じていなかった。
その他	最大積載荷重 (安衛則 562 条)	・足場について最大積載荷重の表示がされていなかった。
その他	呼吸用保護具の使用 (粉じん則 27 条)	・アーク溶接の作業に際して防じん用マスクを使用させていなかった。

* 安衛令:労働安全衛生法施行令 安衛則:労働安全衛生規則 粉じん則:粉じん障害防止規則